

狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活総合支援事業第1号事業所の指定等に関する規則

平成18年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所（以下「指定事業所」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第115条の12第1項及び法第115条の45の5第1項の規定による申請は、指定（更新）申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は前項の申請があった場合において、当該申請者が各事業について市長が別に定める基準を満たしているかを審査し、指定することと決定したときは指定（更新）決定通知書（第2号様式）により、指定しないことと決定したときは指定（更新）申請却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の有効期間)

第3条 前条第2項の規定により指定を受けた指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）の指定の有効期間は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により、当該指定をした日から6年間とする。

2 前条第2項の規定により狛江市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定を受けた事業者の指定の有効期間は、当該指定をした日から3年間とする。

(変更の届出等)

第4条 第2条第2項の規定により指定を受けた指定地域密着型サービス事業者等及び総合事業の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、施行規則第131条の13第1項、施行規則第133条第1項、施行規則第140条の30第1項及び施行規則第140条の63の5第1項に掲げる事項に変更があったときは、

当該変更のあった日から10日以内に変更届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、指定に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、当該休止している事業を再開した場合は当該再開後10日以内に廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第5条 市長は、法第78条の10、法第84条、法第115条の19及び法第115条の45の9の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書（第6号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、法第78条の10、法第84条、法第115条の19及び法第115条の45の9の規定により、期間を定めてその指定の全部又は一部を取り消したときは、指定停止通知書（第7号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（指定の辞退）

第6条 法第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定の辞退は、指定辞退届出書（第8号様式）により行うものとする。

（指定の更新等）

第7条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2、法第79条の2並びに法第115条の45の6の規定による申請（以下「更新申請」という。）は、第2条第1項及び第2項並びに第3条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス事業者による更新申請については、当該更新申請に係る地域密着型サービスの種類に応じ、次の各号に定める事項について、申請書への記載又は書類の提出を省略することができる。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 施行規則第131条の2の2第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- (2) 夜間対応型訪問介護 施行規則第131条の3第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- (3) 地域密着型通所介護 施行規則第131条の3の2第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- (4) 認知症対応型通所介護 施行規則第131条の4第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- (5) 小規模多機能型居宅介護 施行規則第131条の5第1項第4号から第12号までに掲げる事項

- (6) 認知症対応型共同生活介護 施行規則第131条の6第1項第4号から第12号までに掲げる事項

- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護 施行規則第131条の7第1項第4号から第11号までに掲げる事項

- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 施行規則第131条の8第1項第4号から第14号までに掲げる事項

- (9) 複合型サービス 施行規則第131条の8の2第1項第4号から第13号ま

でに掲げる事項

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者による更新申請については、施行規則第132条第3項の規定により、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項について、申請書への記載又は書類の提出を省略することができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護予防サービス事業者による更新申請については、当該更新申請に係る地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、次の各号に定める事項について、申請書への記載又は書類の提出を省略することができる。
 - (1) 介護予防認知症対応型通所介護 施行規則第140条の24第1項第4号から第9号までに掲げる事項
 - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 施行規則第140条の25第1項第4号から第12号までに掲げる事項
 - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 施行規則第140条の26第1項第4号から第12号までに掲げる事項
 - 5 第1項の規定にかかわらず、総合事業の指定を受けた事業者による更新申請については、施行規則第140条の63の5第3項の規定により、同条第1項第4号から第10号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項について、申請書への記載又は書類の提出を省略することができる。
 - 6 第1項及び第2項第3号の規定にかかわらず、市長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により施行規則第131条の11の7に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により施行規則第131条の11の8に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、施行規則第131条の3の2第5項各号に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。
 - 7 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、法第78条の2第9項（法第115条の12第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定により事業所が所在する市町村長の同意が不要となる場合であって、市長から指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者の指定の申請については、当該申請するサービスの種類に応じ、第2項各号又は第4項各号に規定する事項について、申請書への記載又は書類の提出を省略することができる。

（事業所情報の提供）
- 第8条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団

体連合会その他の機関に対して、当該指定事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - (3) 指定年月日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
- (公示)

第9条 法第78条の11, 法第85条及び法第115条の20の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定の公示は、法第78条の11各号, 法第85条各号及び第115条の20各号の措置に対する事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 指定地域密着型サービス事業所, 指定居宅介護支援事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
 - (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - (4) 指定, 指定の辞退又は指定の取消等の年月日
 - (5) サービスの種類
 - (6) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては, その内容及びその期間
- (委任)

第10条 この規則に規定するもののほか, 指定事業所の指定等に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

(他区市町村にある事業所の指定)

第11条 事業所の所在地が市外にある指定事業所の指定等については, 当該事業所の所在地の区市町村で定める指定等基準に従い, 指定等を行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 市長は, この規則の施行日前においても, 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

付 則 (平成24年4月6日規則第27号)

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日規則第41号)

この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月9日規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行に際し必要な準備行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（変更届の提出の省略）

3 改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（以下この項において「改正後の指定規則」という。）第3条の規定により、総合事業における通所型サービスA（以下「通所型サービスA」という。）の指定を受けた事業者は、当該指定を受けた事業所において指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業又は総合事業における国の基準による通所型サービス（以下「指定通所介護事業等」という。）を一体的に実施しており、当該通所型サービスAの利用定員を変更する場合（指定通所介護事業等の利用定員及び通所型サービスAの利用定員を合算した数に変更がない場合に限る。）は、改正後の指定規則第4条第1項に規定する変更届の提出を平成30年4月1日からの2年間について、省略することができる。ただし、この場合において、平成32年4月1日時点の利用定員が省略前の利用定員と異なるときは、平成32年4月1日から10日以内に改正後の指定規則第4条第1項に規定する変更届を提出しなければならない。

付 則（平成30年9月28日規則第50号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

第1号様式から第8号様式まで（省略）